

10 調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地城市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）の意見を勘案した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表5-1(p.15~16参照)に示すとおりである。

なお、条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書の提出はなかつた。

10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することとしていることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地城市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案においてにおいて対応すること。

10.3 調査計画書に対する都民、周知地域市長の意見の概要

調査計画書について、都民から及び周知地域市長からの意見書が0件、周知地域市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）からの意見書が5件（「意見なし」の回答を含む）提出された。周知地域市長からの意見の概要は以下のとおりである。

【小平市長】

1 騒音・振動、大気汚染について

計画地周辺は住宅地が隣接しているため、工事実施中における騒音・振動、大気汚染（粉じん飛散等）について、また、供用開始後の環境に関し対応が必要となった場合は、迅速かつ適切な措置を講じられたい。

2 水質汚濁について

大雨時において、工事施行中に計画地内で浸透されず、あふれ出た雨水等により土砂等が隣接する玉川上水へ流入することが無いよう、適切な措置を講じられたい。

【東大和市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

【武蔵村山市長】

特段意見はございません。

【立川市長】

環境影響評価調査計画書に対する意見はございません。

【国分寺市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。